

■ 2 助成・援助・給付

①社会福祉課 内線3208

②高齢福祉課 内線3135

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ
軽度・中等度 難聴児補聴器 購入費等助成	身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが軽度・中等度の児童に対し、補聴器の購入費等を助成します。	次の要件をすべて満たす18歳未満の児童 1 市内に住所を有する者 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者(医師が装用の必要性を認めた場合は、30デシベル未満の者も対象) 3 補聴器の装用が必要であると医師が判断する者 4 他の法令に基づき補聴器購入費助成を受けていない者	1 医師の意見書(指定様式) 2 見積書 3 転入の方のみ 世帯全員の市民税課税又は非課税証明書	①
難聴高齢者補聴器購入費助成	身体障害者手帳の交付対象とならない高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。 ※申請前の購入は助成の対象となりません。	次の要件をすべて満たす65歳以上の者 1 北名古屋市に住所を有する者 2 市民税非課税世帯または生活保護世帯に属する者 3 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の者 4 補聴器の装用が必要であると日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法に規定する医師が判断する者 5 他の法令の規定に基づき補聴器購入助成を受けていない者 6 障害者総合支援法に規定する補装具費支給対象障害者でない者	1 医師の意見書(指定様式) 2 見積書 3 助成対象者の属する世帯全員の市町村民税の額が確認できる書類(転入者など、市が確認できない場合)	②

